

法人税法税制改正事項

令和7年度（第75回）本試験に關係する法人税に關する税制改正は、主に次の項目について行われています。なお、これらの改正は、原則として令和7年4月1日以後（又は令和7年4月1日以後開始事業年度）について適用されます。

1. 軽減税率の適用範囲の見直し及び一部引き上げ（法66、措法42の3の2）

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置とされています。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長されていますが、極めて所得が高い中小企業等について一定の見直しを行うこととされました。

中小企業者等の所得の金額のうち、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%（租税特別措置法によります。法人税法上は19%です。）の適用時期が、改正前の「令和7年3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「令和9年3月31日までに開始する事業年度」となりました。ただし、次の見直しを行うとされました。

- (1) 所得の金額が年10億円を超える事業年度については、軽減税率が17%に引き上げられました。
- (2) グループ通算制度の適用を受けている法人について、軽減税率が15%から19%とされました。

2. リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止（級法63）

新リース会計基準において国際的整合性の観点を考慮し、認められないとされた延払基準による処理が、税務上も廃止されました。

3. タックスハイブン税制における課税対象金額等の益金算入の時期の改正（措法66の6）

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税制度の導入による事務負担増を踏まえ、外国子会社合算税制の事務負担を軽減するための見直しが行われました。

外国関係会社の事業年度終了日翌日から2ヶ月を経過する日を含む内国法人の事業年度に合算

↓

外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月を経過する日を含む内国法人の事業年度に合算

4. 賃貸借取引に係る費用の創設（法53）

新リース会計基準によると借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止するなどの改正がされていますが、税務上の取扱いについては、従来と大きな変更がなく、会計との乖離が生じることになりました。税法上のリース取引及びリース以外の賃貸借取引の取扱いについては従来の取扱いから大きな変更はありません。